

健康福祉委員会資料

(病院局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(1) 川崎病院における自動販売機設置使用料の業務上横領事件 について

資料1 平成24年5月24日付け健康福祉委員会委員宛て
報告文書

資料2 川崎病院における自動販売機設置使用料の業務上横領
事件について

平成24年5月24日

健康福祉委員会委員 様

川崎市病院局長

- 1 川崎病院自動販売機設置使用料に係る業務上横領事件について、次のとおり判決がありましたので、お知らせします。

被告人	元・川崎病院事務局庶務課 臨時的任用職員
罪名	業務上横領
裁判所	横浜地方裁判所川崎支部
判決宣告年月日	平成24年5月24日
判決主文	懲役1年6箇月の実刑（60日を未決算入）
起訴事実（要旨）	平成18年12月25日頃から平成20年5月15日頃までの間、前後37回にわたり、川崎病院内において、自動販売機設置手数料として業務上預かった現金152万3432円を自己の用途に費消する目的で、着服して横領した
論告求刑	懲役2年の実刑（論告求刑年月日 平成24年4月12日）

- 2 被害弁償について

刑事裁判の過程において、被告人からの被害弁償の機会を探っていましたが、被害弁償には至りませんでした。今後は、被告人の状況を勘案しながら、被告人に対して被害弁償を求めてまいります。

- 3 管理監督職員に対する懲戒処分

厳正な処分に向けて、速やかに対応してまいります。

病院局総務部庶務課

電話 200-3834

川崎病院における自動販売機設置使用料の業務上横領事件について

1 事件発覚の経過

- ・平成22年12月1日から平成23年3月24日までに行われた平成22年度第2回定期監査において、監査委員から過年度分の未収金のうち経過等を把握していない事例について詳細の把握と適切な対応を求められた。
- ・病院局で調査を行った結果、平成18年11月から平成20年4月までの期間において、川崎病院に設置を許可した自動販売機の設置業者から徴収した使用料の一部である3,479,106円が、病院事業会計に収納されていないことが判明した。

2 事件の概要

- ・当時、川崎病院は、10社に対して自動販売機の設置を許可していた。業者が川崎病院に支払う使用料の納付方法は、3種類あり、6社は現金、2社は小切手、残りの2社は銀行振込となっていた。
- ・納付方法が小切手と銀行振込の業者からの使用料については、全て病院事業会計の口座に収納されていたが、納付方法が現金である6社の使用料については、一部を除いて、平成18年11月分から平成20年4月分までの額が、業者から川崎病院には渡されていたものの、全て病院事業会計の口座に収納されていなかった。
- ・関係職員へのヒアリングを含む調査の結果、事件の可能性が高いものと判断し、平成23年4月4日に川崎警察署に状況を説明し、相談した。
- ・平成23年4月11日に議会報告及び報道発表を行った。

3 病院局の対応

(1) 内部調査の実施

川崎市病院局企業職員不祥事防止委員会において、自動販売機の設置業者から徴収した使用料の一部が、未収金に至った真相を解明する役割を担った。

*川崎市病院局企業職員不祥事防止委員会

委員長 病院局長

副委員長 病院局総務部長

委員 川崎病院事務局長、川崎病院事務局庶務課長
病院局総務部庶務課長

開催日 平成23年4月21日、5月10日、5月25日

関係職員へのヒアリングなどを通じて、被告訴人を特定した。

(2) 再発防止策の検討

川崎市病院局会計管理事務改善委員会を設けて、病院局における会計事

務の改善策を検討した。

*川崎市病院局会計管理事務改善委員会

委員長 病院局長

委員 病院局 総務部長、経営企画室長

川崎病院 副院長、事務局長

井田病院 副院長、事務局長

開催日 4月20日、8月26日

*実務面をサポートするため、経営企画室長を幹事長とし、課長、係長クラスを幹事とする幹事会を設置した。

開催日 4月20日、5月11日、6月14日、7月26日、
8月26日

金銭取扱業務の改善策を決定し、病院局会計管理事務マニュアルを策定した。

4 川崎警察署長宛てに刑事告訴

(1) 告訴日

平成23年8月25日

(2) 被告訴人

川崎病院事務局庶務課 臨時的任用職員

(3) 罪名

業務上横領

(4) 告訴金額

1,523,432円

(被害総額3,479,106円のうち、業務上横領として把握した額)

5 川崎警察署による逮捕

平成24年1月26日、被告訴人を業務上横領容疑で逮捕

6 横浜地方検察庁川崎支部による起訴

2月15日に被疑者を業務上横領罪で起訴(告訴金額のうち、226,124円分)、3月21日に追起訴(告訴金額のうち、残り1,297,308円分)

7 横浜地方裁判所川崎支部における裁判

(1) 第1回公判 4月12日

被告人は、起訴内容を認めた。論告求刑 懲役2年の実刑

(2) 第2回公判 5月24日

懲役1年6か月の実刑判決(60日を未決算入)